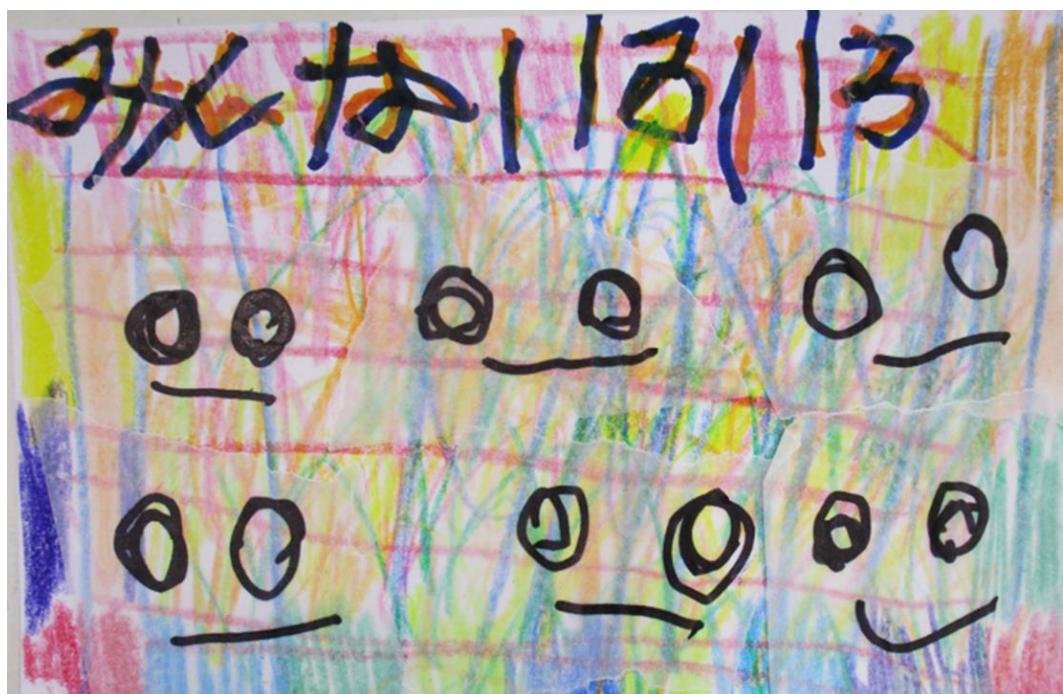


いじめ防止基本方針



熊本県立かもと稻田支援学校

熊本県立かもと稻田支援学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうる、全ての児童生徒に関する問題である。また、いじめは、将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。さらに、いじめは、人としての心の課題であり、その解決が重要である。いじめの防止等の対策は、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが重要である。

本校は、「心豊かに 道を求め 共に生きる」を校訓とし、「地域や家庭と連携しながら児童生徒一人一人に応じた教育活動を実践することで、児童生徒が自分に自信を持ち、夢に向かって挑戦する力や地域社会の中で生きていく力を育む」を学校教育目標としている。いじめは学校における最優先課題であるという共通認識をもち、障がい特性等を踏まえた、一人一人に応じた適切な支援や必要な指導を行うことでいじめ防止に努める。

また、児童生徒の日常の言動の中にある「いじめの芽」を見逃さないために、常に児童生徒の気持ちに寄り添おうとする努力を絶やさず、学校と家庭、地域との風通しの良い関係づくりを行い、連携して子どもを守り通すことをここに誓う。

さらに、校内研修等をとおして法のいじめの定義を共通理解し、どんな小さいじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有することで、いじめのない安全・安心な教育環境づくりを全職員で行うため、学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めなければならない。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

本校は、障がい特性や家庭の状況等、児童生徒の実態や様々な背景を慎重に調査し、いじめに該当するか否かの判断を慎重に行う。

また、日常的に、児童生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等への対応を行う。

3 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等の対策のため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

（1）構成員

校長、教頭、高等部主事、中学部主事、小学部主事、生徒指導主事、SC担当（地域支援部長）、人権教育主任、養護教諭、生活指導部員、外部専門家 ※関係職員（必要に応じて）

（2）役割

いじめ防止対策委員会を年3回学期毎に開催し、次に挙げる事項を行う。

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。

ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。

※本校の情報集約担当者は学部主事の3名とする。

エ いじめに係る情報（いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等）があった時には、緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対する聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

オ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

キ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

ク 学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

4 年間計画

(1) いじめ防止等の年間計画

◎いじめ防止対策委員会 ○アンケート調査 ◇児童生徒 ☆SOS

月	内容
4	<ul style="list-style-type: none">・学校いじめ防止基本方針の周知、マニュアル等の周知・情報集約担当者の役割と本校の担当者の周知・学校いじめ防止基本方針の周知 <p>☆いじめ匿名連絡サイト「スクールサイン」の保護者、生徒への説明 ◇「スクールサイン」の登録、方法を確認（高等部） ☆相談窓口の周知（長期休業前）</p>
5	<ul style="list-style-type: none">○「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）①」対応（保護者対象） 調査、結果の分析、対応・第1回いじめ防止職員研修 (いじめの定義、情報集約担当者の役割と担当者名、いじめ防止対策委員会の役割と構成員の周知等) <p>※ホームページによる取組紹介</p>
6	<ul style="list-style-type: none">◎第1回いじめ防止対策委員会 (外部専門家と委員によるいじめの定義、情報集約担当者の役割、学校いじめ防止基本方針、今年度の取組の確認等及び各学部の事案について検討)・「心のきずなを深める月間」（授業実践）○「人権意識チェックアンケート」（職員対象）◇全校集会①いじめ防止、☆SOS呼びかけ（スローガン募集） <p>※ホームページによる取組紹介</p>
7	<ul style="list-style-type: none">○「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）②」（保護者対象）調査、結果の分析、対応◇全校集会②いじめ防止、☆SOS呼びかけ（スローガン発表） <p>※スローガン：スローガン、あいうえお作文、いじめ防止〇か条等 ☆相談窓口の周知、SOSの出し方に関する教育（長期休業前） ※ホームページによる取組紹介</p>

8	・ 1学期の取組の成果と課題、2学期の志向(生活指導部)
9	○「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）③」（保護者対象）調査、結果の分析、対応 ※ホームページによる取組紹介
10	
11	◎第2回いじめ防止対策委員会（1学期の取組報告、2学期の計画、各学部の事例紹介と協議、認知、外部専門員による助言） ※ホームページによる取組紹介
12	○「心のアンケート」調査、結果の分析、対応 ・ 人権集会（各学部の取組発表、講演） ・ 第2回いじめ防止職員研修（各学部の事例を基にした協議） ○「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）④」（保護者対象）調査、結果の分析、対応 ☆相談窓口の周知、SOSの出し方に関する教育（長期休業前） ・ 2学期の取組の成果と課題、3学期の志向 ○「人権意識チェックアンケート」（職員対象） ※ホームページによる取組紹介
1	
2	◎第3回いじめ防止対策委員会（今年度の取組の成果と課題、次年度の志向、学校いじめ防止基本方針の点検と見直し） ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し ※ホームページによる取組紹介
3	・ 学校いじめ防止基本方針の策定 ・ 3学期の取組の成果と課題、来年度の志向(生活指導部)

5 いじめの未然防止の取組

（1）安全・安心で優しい教育環境づくり

ア 児童生徒が安心して学び、生活できる教育環境の整備

（危機管理体制の構築、安全教育・健康教育の推進）

イ 「道徳」の授業を中心とした相手を思いやる豊かな心の育成と人権教育の充実

（2）コミュニケーション能力の向上と他者を思いやる心の育成

ア 地域の人材を活用した学習、地域の学校との交流及び共同学習の日常を離れた体験活動や交流活動の充実

イ 児童生徒会を中心とした、委員会活動や行事等に向けた取組による異年齢集団の中での体験活動や交流活動の充実

(3) いじめを許さない学校・学級づくり

- ア 個別の教育支援計画や個別の指導計画を基にした、一人一人の障がい特性等に応じた適切な支援・必要な指導
- イ 日常的な観察（連絡帳や健康観察等）の徹底
- ウ 児童生徒との信頼関係の構築と相談しやすい環境づくり
- エ 教職員間の風通しのよい関係づくり
- オ 「心のきずなを深める月間」「人権週間」の取組（授業実践）
- カ 学校いじめ防止基本方針の理解を深める学習
- キ 児童生徒会によるいじめ防止スローガン、生活目標等の啓発

(4) 教職員の人権意識の向上

- ア 人権教育・いじめ防止に関する職員研修の充実
- イ 人権意識チェックアンケートの実施

(5) 関係機関との連携

- ア スクールカウンセラー（心のケア、人間関係の悩み、保護者支援など）
- イ 外部専門員（いじめ防止に関する助言、保護者支援など）
- ウ 警察（犯罪の疑いのある事案、重大ないじめに関する事案など）

6 いじめの早期発見の取組

(1) 相談窓口等の充実

- ア 「熊本県24時間子どもSOSダイヤル」等の相談窓口の周知
 - イ いじめ匿名連絡サイト「スクールサイン」の説明・登録
 - ウ 長期休業前の相談窓口の確認とSOSの出し方に関する教育の実施
 - 学校を含む相談窓口の周知
 - 相談窓口の積極的な活用の呼びかけ
 - 全学級での授業実践
- ※生活指導部作成の指導資料と相談窓口一覧を活用
- エ 「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」の配布
- ※長期休業の前後、年4回

(2) アンケート調査の活用

- ア 「心のアンケート」（年1回）
 - イ 「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」（年4回）
- ※実施後の分析、対応を関係職員で連携し、組織的に行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の関係機関につなぎ、連携して対応を行う。

(3) 個別面談・保護者面談の実施

- ア 安心して話せる場の提供

イ 気になる様子等の相談窓口

※自主来談を待つだけでなく、担任等から声掛けも行う。

(4) 養護教諭の役割

ア 細やかな健康観察

イ 相談しやすい保健室の環境づくり

ウ 保健室での健康相談・保健指導

(5) スクールカウンセラーの活用

ア 児童生徒、保護者からの相談対応

イ 学級や学校集団に対する援助

ウ 児童生徒、保護者への助言・援助

エ 教職員や組織に対するコンサルテーション

オ 「SOSの出し方に関する教育」に係る助言・援助

※SC・SSW担当者が日程調整や運営、依頼等を行う。

(6) 家庭や地域との連携

ア 学校運営協議会制度の活用

イ 学期毎の学校の取組の情報提供

ウ アンケート調査等による結果の情報提供

エ いじめが認知されなかった場合の情報提供

※イ～エは学校ホームページ等を活用

7 いじめへの対処の取組

(1) 校内研修の充実

ア いじめ防止研修

イ 人権教育研修

(2) 学校相互間、警察との連携・協力体制の整備

ア 熊本県学校等警察連絡協議会

イ 生徒指導担当者会議

8 その他の取組

(1) 情報安全・情報モラルの理解促進

ア 「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」の周知

イ 長期休業中の指導資料の作成・活用

ウ 情報安全・情報モラルに関する図書資料の活用

(2) 家庭・地域への情報発信

ア ホームページの活用

- イ P T A 総会や学部懇談での説明
- ウ チラシ等の配布による啓発

9 いじめに対する措置

(1) 校内における職員の対応

いじめの事実があると思われるときは、速やかに情報集約担当者に報告し、いじめ防止対策委員会を開き、いじめ問題対応マニュアルに基づき、組織的に対応する。

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で慎重かつ速やかに対応する。

いじめられた児童生徒を徹底して守り通し、心のケアを行う。いじめた児童生徒に対しては、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導を行い、再発防止を図る。

その際、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終息することなく、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すまで継続した指導を行う。

対応に関しては、担任等一部の関係職員のみで行うことなく、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関等との連携の下で取り組む。

(2) 校内における役割分担と対応の流れ

※ (別紙1、2) いじめ問題対応マニュアル参照

10 いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件(1)及び(2)が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断を行う。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

ア 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。

イ いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対

策組織」の判断により、より長期の期間を設定する。

ウ 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ア いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

11 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

次に掲げる2つの場合を重大事態とする。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告を行う。

(3) 重大事態への対処

教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。調査の際は、関係機関等との連携を適切に行う。

(4) 調査結果の提供および報告

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し

て、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時かつ適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

令和4年（2022年）12月28日 策定

令和7年（2025年） 4月19日 改訂